項中「若しくは第六十八条の八十八第一項」、「若しくは第六十八条の百七の二第一項」、「当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人。」、「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」、「又は連結所得に係る個別所得金額（当該申請をした連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）」及び「若しくは連結所得に係る個別所得金額」を「所得に」に改め、同項ただし書中「若しくは第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を「第五十三条第三十五項」に改め、同条第六項中「及び第七十二条の三十九の四第二項から第六項まで」を削り、同項の表第七十二条の三十九の四第二項の項及び第七十二条の三十九の四第五項の項を削る。

第三十九条第一項中「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同条第三項中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同条第六項中「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結所得に係る個別所得金額」を削り、同条第八項中「又は連結所得に係る個別所得金額」を削る。

第四十条第二項中「法人（当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人）」を「法人の申請」に、「「納税義務者」を「納税義務者の申請」に改め、「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結法人税額（地方税法第三百二十一条の八第四項に規定する連結法人税額をいい、当該課税上の取扱いに関する申立てに係る第三十二条第一項の国税庁長官の確認の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（地方税法第二百九十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいい、当該申請をした連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、「第三百二十一条の八第二十三項」を「第三百二十一条の八第三十五項」に改め、「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同条第四項の表第一項の項中「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同表第三項の項中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同条第五項中「当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人。」、「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」、「又は連結所得に係る個別所得金額（当該申請をした連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）」及び「若しくは連結所得に係る個別所得金額に」を「所得に」に改め、「若しくは第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第五十三条第三十五項」に改め、同条第七項の表第六項の項中「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結所得に係る個別所得金額」を削り、同表第八項の項中「又は連結所得に係る個別所得金額」を削る。

第四十五条中「第七十二条の十二第一号」を「第七十二条の十二第一号イ」に、「同号ロ」を「同条第二号」に改める。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　前条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下この条において「新外国居住者等所得相互免除法」という。）第八条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第六項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　新外国居住者等所得相互免除法第八条第八項（第二号に係る部分に限る。）及び第十一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3　新外国居住者等所得相互免除法第三十四条第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する同項に規定する加算金について適用し、同日前の期間に対応する前条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下この条において「旧外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十四条第三項に規定する加算金については、なお従前の例による。

4　新外国居住者等所得相互免除法第三十四条第十一項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する同項に規定する加算金について適用し、同日前の期間に対応する旧外国居住者等所得相互免除法第三十四条第十一項に規定する加算金については、なお従前の例による。

5　五号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の道府県民税については、旧外国居住者等所得相互免除法第三十八条第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。

6　五号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市町村民税及び五号施行日前に開始した連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の市町村民税については、旧外国居住者等所得相互免除法第三十八条第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。

7　五号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、旧外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項及び第六項の規定は、なおその効力を有する。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第二十九条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第三項中「第七十一条の二十一」を「第七十一条の二十二」に、「第七十一条の四十二」を「第七十一条の四十三」に改め、同条第五項第二号、第八項第二号、第十一項第二号及び第十四項第二号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ⑵、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十条　前条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（次項において「新租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第五項（第二号に係る部分に限る。）及び第八項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　新租税条約等実施特例法第三条の二の二第十一項（第二号に係る部分に限る。）及び第十四項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第三十一条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第四項中「第五十三条第十二項及び第三百二十一条の八第十二項」を「第五十三条第二十三項及び第三百二十一条の八第二十三項」に改める。